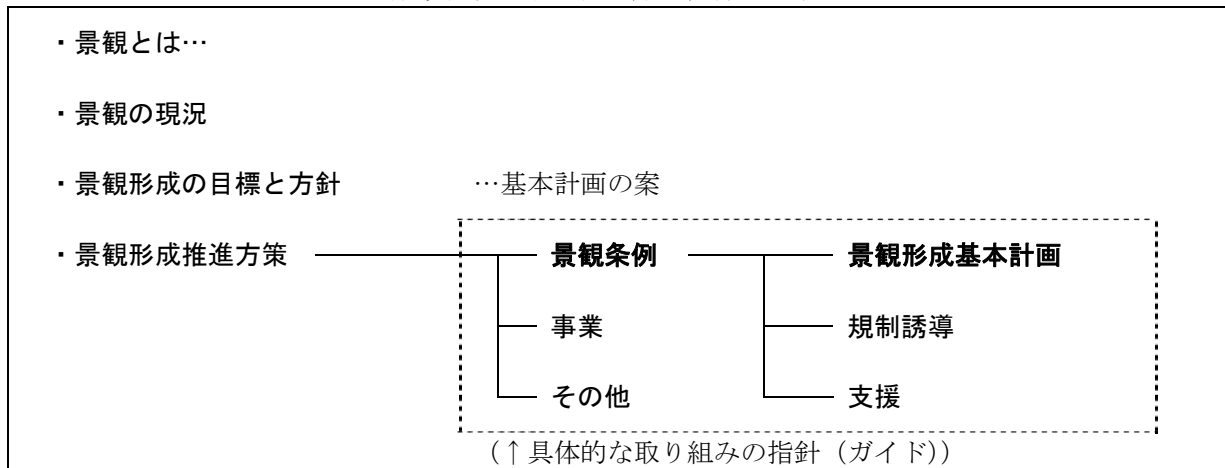


# 景観計画等の解説

## 1) 景観形成ガイドプランの位置づけと構成

富士市において、景観行政に取り組みはじめた当初のガイドプランは、「景観行政に取り組む際の総合的な指針」を示すものであり、以下のような構成でした。

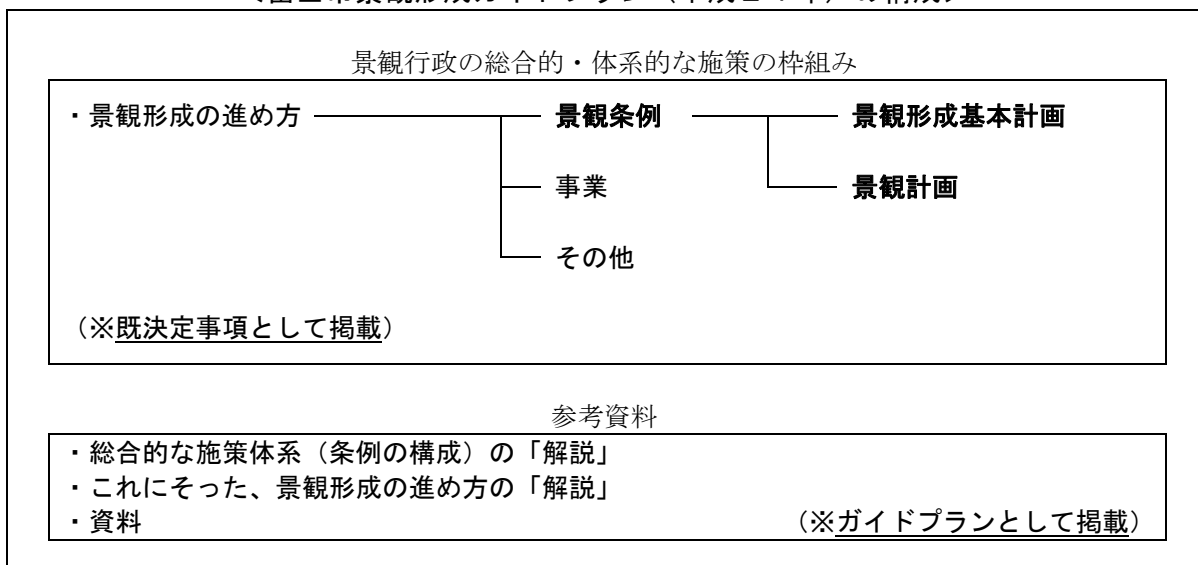
### <富士市都市景観形成ガイドプラン（平成4年）の構成> 景観行政に取り組む際の総合的な指針



このガイドプランを受け、①景観条例を制定し、②基本計画を決定し、③大規模建築物等の届出・指導を行うなど条例を柱とする施策に取り組み、また、工場地色彩ガイドラインの作成や煙突の撤去・色彩誘導などに取り組んできました。

今回作成したガイドプランは、従来からの景観条例を柱とした取り組みに、景観法による施策を導入した「景観行政の総合的・体系的な施策の枠組み」を示し、マスタープランである「景観形成基本計画」、景観法に定める内容を記述した「景観計画」、これらの解説を含む参考資料で構成しています。

### <富士市景観形成ガイドプラン（平成21年）の構成>



## 2) 景観形成の取り組みの経緯と景観計画策定及び景観条例改正の目的

### 景観形成の取り組み経緯

富士市では、富士山を背景とした美しい景観を形成するために、平成4年3月に、景観づくりの基本的指針となる「富士市都市景観形成ガイドプラン」を策定しました。このガイドプランを受け、平成6年3月に「富士市都市景観条例」を制定、同年9月に「富士市都市景観形成基本計画」を策定し、条例を柱とする施策に取り組んできました。

### 景観法に基づく景観計画の策定

近年、富士山の世界文化遺産登録を目指す動きが活発になるなど市民の景観への意識の高まりもみられる一方で、無秩序な形態や色彩の大規模建築物や屋外広告物も目立つようになり、これらの景観への対応施策が必要となってきています。

平成16年、景観法が制定され、良好な景観形成のための総合的な取り組みについて、法の担保を受けることが可能となりました。

このような状況を踏まえ本市は、平成20年11月1日に合併した旧富士川町を含む富士市全域において、市民・事業者・行政が一体となり良好な景観の形成に取り組む、市民の共有財産である、富士山を背景とする美しい富士市の景観を将来に残していくために、景観上の課題や景観法を踏まえた新たな施策の導入等を勘案し、平成6年策定の「富士市都市景観形成基本計画」及び「富士市都市景観条例」の見直しを行うとともに、新たに景観法に基づく「富士市景観計画」を策定しました。

#### 《景観法について》

良好な景観は国民共通の資産であるとの基本理念のもと、景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成16年に制定され、平成17年6月に全面施行されました。

美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的に、国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、自治体ごとの独自の景観施策に対する法的支援を行います。

本市においても景観法の規定に基づき、景観計画を策定しました。

### 3) 富士市景観計画・富士市景観条例の位置づけ等

本市の景観計画は、平成6年策定の「富士市都市景観形成基本計画」を改正した「富士市景観形成基本計画」と、景観法に基づき新たに定めた「富士市景観計画」に区分しています。

#### 「富士市景観形成基本計画」(＝マスタープラン編)

富士市景観条例に基づく計画であり、富士市における良好な景観形成に関する取り組みの体系や基本的な方向性を示すものです。また、景観法に基づく景観計画の指針となるものです。

#### 「富士市景観計画」(＝景観法に基づく実施計画編)

富士市景観形成基本計画で示された良好な景観形成の方針を踏まえ、景観法に基づく施策を推進するため、景観法第8条第2項に掲げる事項を定めるものです。

また、景観計画の策定に合わせ、平成6年制定の富士市都市景観条例を見直し、良好な景観形成のための基本的な事項と景観法の規定に基づく事項を定めた、新たな「富士市景観条例」を制定しました。

富士市景観形成基本計画、富士市景観計画及び富士市景観条例は、以下のような体系に位置づけられます。

#### ■景観形成施策の体系

従来	項目	今後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士市都市景観条例 (自主条例)</li> </ul>	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法(施策の後押し)</li> <li>・富士市景観条例 (景観法に基づく条例+自主条例)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士市都市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)</li> </ul>	景観形成の 目標・方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく施策 (自主施策→行政指導、都市景観審議会等々)</li> <li>・関連法等に基づく施策 (関連部局との協調による)</li> </ul>	具体的な 実施施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に基づく施策 →施策の枠組みを「景観計画」に記述</li> <li>・条例に基づく施策 (法定施策→一定の強制力を有する +自主施策→行政指導、表彰等々)</li> <li>・関連法等に基づく施策 (関連法による体系化)</li> </ul>

## 4) 富士市景観形成基本計画の概要

### ■目標と方針

景観形成の目標を **〈富士が映える うるおいとゆとりのまち〉** と定め、さらに施策展開の5つの方向性に沿った基本方針を、以下のとおり定めています。

#### 1 「まちのシンボルづくり」を目指す景観形成の方針

富士山の眺望景観を活かし、まちの顔となる景観や市を象徴する景観について、良好な景観の形成を図ります。

- ① 富士山の眺望を活かした都市景観の創出
- ② 富士市を代表する市街地景観の形成
- ③ 地域のシンボルとなる公共施設景観の創出

#### 2 「活気のある景観づくり」を目指す景観形成の方針

富士市の特色である多様な産業が集積した工業地や、中心市街地、交通拠点周辺などにおいて、活気のある良好な景観の形成を図ります。

- ① 工業地景観の向上
- ② 商業・業務地景観の向上
- ③ 交通拠点や交通施設等の景観の向上

#### 3 「風土や歴史を感じる景観づくり」を目指す景観形成の方針

富士山をはじめとする優れた自然や、由緒ある歴史的文化的資産を大切にし、富士山麓に伝わる風土や歴史を感じる良好な景観の形成を図ります。

- ① 自然景観の保全
- ② 水と親しむ景観の創出
- ③ 歴史的景観の保全・継承

#### 4 「快適な生活環境づくり」を目指す景観形成の方針

市民の日常生活における馴染み深い景観を大切にし、快適で親しみのある良好な景観の形成を図ります。

- ① 緑豊かな居住地景観の形成
- ② 富士山に似合うまち並み景観の形成
- ③ 市民に親しまれる公共施設景観の形成

#### 5 「人が集うにぎわいの景観づくり」を目指す景観形成の方針

市民活動やお祭りなど、人が集う空間の環境や景観を整備し、まちの楽しさやにぎわいを感じる良好な景観の形成を図ります。

- ① 人が集う空間の確保と活用
- ② まちの楽しさやにぎわいの演出

## ■景観形成の重点施策

景観形成の目標・方針を踏まえ、市民・事業者・行政が協働により景観づくりを進めるための体制づくりや環境づくりに取り組みます。

重点的に取り組んでいく施策を以下のとおり定めます。

### ① 協働による景観形成推進のための制度の導入

市民・事業者の景観形成への取り組みを支援し、また、景観形成を誘導する施策を担保するために、各種法制度等を積極的に導入していきます。

### ② 富士山麓などの森林・里山の緑地・農地の景観保全

富士・愛鷹山麓、富士川西岸山地の森林、市街地近郊の緑地・里山、浮島ヶ原の湿原・農地などの自然・農地景観を保全します。

### ③ 富士山の眺望に配慮した景観形成

富士山の眺望が優れ、多くの人々が利用する「眺望点」の修景・環境整備を推進します。

### ④ 富士山の恵みの水を活かした景観形成

湧水、河川、用水路など、富士山の恵みの水を活かし、うるおいを感じる景観形成を図るため、水辺の景観整備に努めます。

### ⑤ 工業地・工場施設の景観形成

活力に満ちた豊かなまちとするため、工業地・工場施設について、緑化や修景、不用煙突の撤去、工場施設の色彩誘導を推進します。

### ⑥ 大規模建築物等の景観誘導

一定規模以上の建築物・工作物については、周辺景観と調和する良好な景観を形成するように、色彩などを適切に誘導します。

### ⑦ 景観重要建造物・景観重要樹木等の景観保全

地域景観の中でシンボルとなっている建造物及び樹木の景観保全を図ります。

### ⑧ 景観重要公共施設の景観保全・景観形成

地域景観の中でシンボルとなっている公共施設や、景観上重要な地域に立地する公共施設は、管理者と協議したうえで景観重要公共施設に指定し、良好な景観の保全・創出に努めます。

### ⑨ 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物の形態などを適切に誘導し、良好な景観の形成を図ります。富士市屋外広告物条例を定め、本市の実情に即した規制を行っていきます。

### ⑩ 景観形成重点地区における景観形成

地区の特性を活かした景観の形成を特に重点的に図る地区は、景観形成重点地区に指定し、建築物・工作物等の景観誘導などを推進します。

## 5) 富士市景観計画の概要

### ■景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

法施策の対象となる区域を明示するものであり、富士市全域を景観計画区域とします。

### ■景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

景観形成の方向性を示すものであり、景観形成の基本目標、方針、重点施策、指針を定めています。

### ■施策の枠組み

景観法第8条第2項に規定する施策メニューのうち、導入、実施していくものを定めます。

#### ①良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

- ・届出対象行為と景観形成基準を定めています。
- ・大規模な建築物や工作物の新築、増築等を対象とし、良好な景観へ誘導を図ります。
- ・景観法に基づき、一定の強制力を有します。（変更命令等）

#### 【届出対象行為】

- ・建築物・工作物を対象とし、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15m以上（用途地域外は10m以上）、又は延べ床面積が1,000㎡以上のものとしています。

#### 【景観形成基準】

- ・届出対象となる建築物及び工作物について、外観の色彩基準について定めています。
- ・富士市の特徴の一つである煙突、排気塔等については、別途色彩基準を定めています。

#### ②景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

- ・景観上重要な建造物又は樹木を指定し、保全していくために、指定の方針を示します。

#### ③屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第5号イ）

- ・屋外広告物に対する取り組み方針を示します。
- ・今後、景観計画に定める内容に即して富士市屋外広告物条例を制定し、規制誘導を行っていきます。

#### ④景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・景観形成上重要な公共施設を景観重要公共施設に指定する際の方針を示します。
- ・当該公共施設の管理者と協議のうえ、景観重要公共施設として指定された施設については、整備に関する方針に従い、良好な景観の形成、維持管理に取り組んでいきます。

## 6) 富士市景観条例の概要

「富士市景観条例」には、市民・事業者・行政が協働で良好な景観の形成を推進していくための基本的事項や、景観法の施行に関して必要な事項などを定めています。

各章の概要について説明します。

### 第1章 総則

目的、用語の定義、基本理念、市の責務、市民及び事業者の責務などを定めています。

### 第2章 景観形成基本計画及び景観計画

#### 第1節 景観形成基本計画

市民、事業者、行政が協働で景観形成に取り組む際の共通の指針となる「景観形成基本計画」の策定に関することを定めています。

#### 第2節 景観計画

景観法に基づき規制誘導などを推進していく際の根拠となる「景観計画」の策定に関することや、景観形成重点地区の指定に関すること、「景観計画」の提案団体などについて定めています。

### 第3章 法に基づく行為の制限等

良好な景観の形成のために、一定規模以上の建築物等の建築等を行う際には届出を義務付け、色彩の制限を加えることを「景観計画」に定めます。それに基づく届出及び勧告等の対象に関すること、勧告及び命令に関わる手続きに関することなどについて定めています。

### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

景観上重要な建造物及び樹木の景観を保全していくため、景観計画における指定の方針に基づき景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等を行う際の、手続きなどについて定めています。

### 第5章 富士・愛鷹山麓の景観保全

富士・愛鷹山麓の景観を保全するため、富士・愛鷹山麓地域において、一定規模以上の土地利用事業に届出義務を課します。届出及び助言、指導などについて定めています。

### 第6章 表彰、助成等

良好な景観の形成に寄与している建築物の所有者など、良好な景観の形成に貢献した個人や団体に対する表彰及び助成等について定めています。

### 第7章 景観審議会

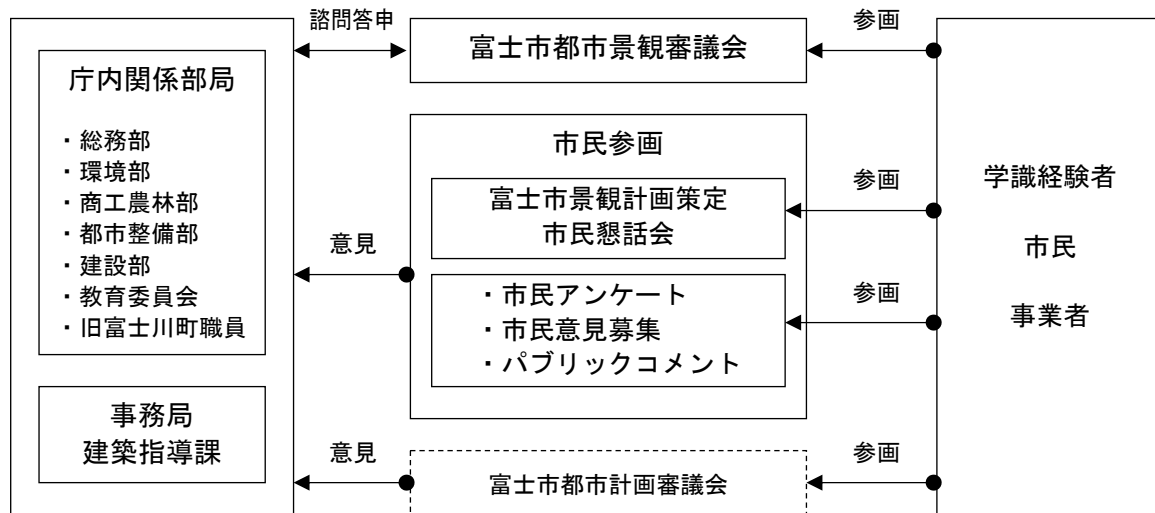
景観条例に関連する事項の決定・変更などについて、調査審議する組織として設置する景観審議会の役割や組織について定めています。

### 第8章 雑則

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めています。

# 策定体制

## ■策定の体制



## ■富士市都市景観審議会委員

(平成20年7月21日)

種別	氏名	役職	備考
知識経験者	天 野 光 一	日本大学理工学部社会交通工学科教授	会長
	伊 藤 光 造	(株)地域まちづくり研究所所長	副会長
	渡 邊 繁 治	駿河郷土史研究会会長	
	古 郡 英 治	富士商工会議所総務部長	
	大久保 あかね	富士常葉大学総合経営学部准教授	
市民代表	斉 藤 功	静岡県建築士会富士支部長	
	井 出 勇 次	富士市建設業組合長	
	後 藤 政 博	静岡県塗装看板業組合代表	
	狩 野 邦 恵	富士商工会議所エコーレ副会長	
	長 田 昇	富士市町内会連合会副会長	
	石 毛 稔	富士青年会議所	
	片 山 道 子	富士市男女共同参画センター利用団体委員	
関係行政機関	小 川 智 弘	国土交通省静岡国道事務所長	
	鈴 木 光 好	静岡県富士土木事務所長	

任期2年（平成20年7月21日～平成22年7月20日）



## ■富士市景観計画策定市民懇話会委員

	氏名	所属	備考
1	橋本 格	王子製紙(株)富士工場	
2	道下 均	静岡県建築士会富士支部	
3	神田 秀樹	東京電力(株)富士支社	
4	望月 照元	N T T西日本沼津支店	
5	佐野 廣	富士市文化連盟	
6	桑野 靖子	絵づくり工房葉々屋	
7	鈴木 和彦	(株)プランニング富士	副会長
8	牧田 一郎	富士商工会議所	会長
9	勝亦 光明	富士市農業協同組合	
10	山田 高	富士自然観察の会	
11	井口 邦美	公募	
12	後藤 史恵	公募	
13	相原 邦夫	公募	
14	天野 恵佑	公募 (富士常葉大学)	
15	杉山 綾	公募 (富士常葉大学)	

## ■富士市景観計画策定・市民懇話会・開催実績 (平成18年7月3日～12月19日)

回	タイトル	概要
第1回 7月3日	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇話会設置主旨</li> <li>景観、景観計画などの概要</li> <li>富士市の取り組み</li> <li>スケジュール</li> </ul>
第2回 8月23日	富士市景観形成基本計画 ～全体構成と施策メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画体系案</li> <li>景観法施策メニューの概要</li> <li>条例等による施策メニュー</li> </ul>
第3回 9月25日	市内の景観視察 (バスツアー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視察</li> <li>視察の感想・意見交換</li> </ul>
第4回 10月25日	富士市景観形成基本計画 ～計画案と施策骨子案	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案</li> <li>計画に対応する施策体系案</li> </ul>
第5回 11月15日	富士市景観形成基本計画 ～計画案と施策骨子案	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> <li>提言書について</li> </ul>
第6回 12月13日	「富士市景観計画」策定に関する提言書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書について</li> </ul>
提言 12月19日	市長へ提言書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書提出 (会長・副会長)</li> </ul>

■富士市都市計画審議会委員

(平成20年11月28日)

種 別	委 員 名	役 職	備 考
知識経験者 (第1号委員)  7人以内	佐野 孝雄	静岡県建築士会 相談役	副会長
	遠藤 敏東	富士商工会議所 会頭	
	大石 眞吾	富士市農業協同組合 組合長	
	見波 潔	(社)日本建設機械化協会 施工技術総合研究所 所長	
	秋山 幸男	前 富士市都市整備部長	
	杉山 涼子	富士常葉大学 准教授	
	東 恵子	東海大学 教授	会長
市議会議員 (第2号委員)  5人以内	渡辺 敏昭	富士市議会議員	
	井上 保	〃	
	海野 庄三	〃	
	影山 正直	〃	
	荻田 丈仁	〃	
行政機関の職員、 公共機関の職員、 公共的団体の役員 (第3号委員) 4人以内	鈴木 光好	静岡県富士土木事務所 所長	
	平井 憲明	静岡県富士農林事務所 所長	
	永田 正典	静岡県富士警察署 署長	
	佐藤 徹	富士市町内会連合会 会長	

任期2年（平成20年11月28日～22年11月27日）

■富士市景観計画策定委員会委員名簿（平成20年度）

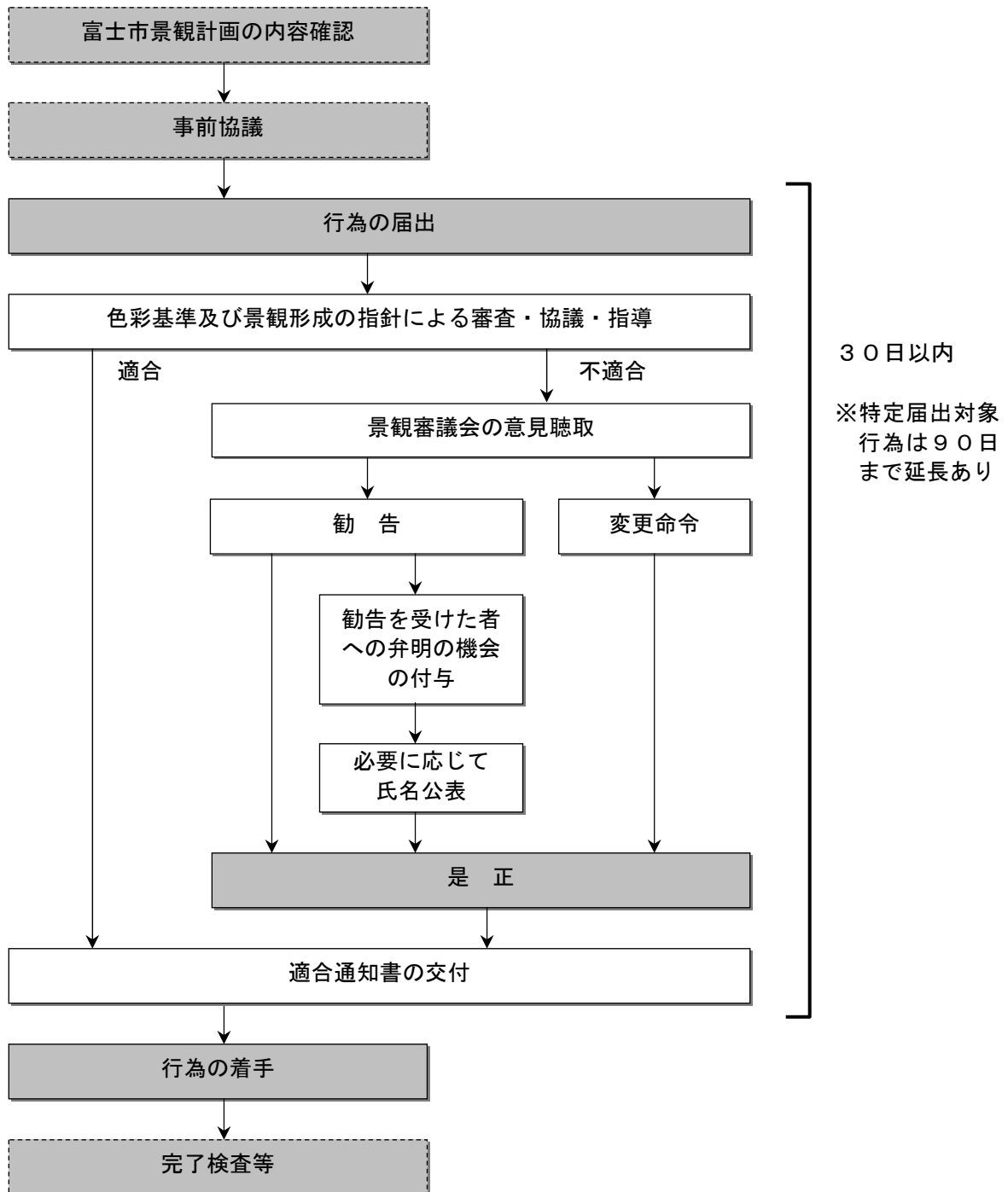
役 職	補 職 名
委員長	都市整備部長
副委員長	都市整備部 建築指導課長
委 員	総務部 企画課長
委 員	環境部 環境総務課長
委 員	環境部 環境保全課長
委 員	商工農林部 商業労政課長
委 員	商工農林部 工業振興課長
委 員	商工農林部 農政課長
委 員	商工農林部 林政課長
委 員	都市整備部 都市計画課長
委 員	都市整備部 土地対策課長
委 員	都市整備部 みどりの課長
委 員	都市整備部 市街地整備課長
委 員	都市整備部 新富士駅南地区整備室長
委 員	都市整備部 住宅政策課長
委 員	建設部 建設総務課長
委 員	建設部 街路整備課長
委 員	建設部 道路維持課長
委 員	建設部 河川課長
委 員	建設部 施設建築課長
委 員	教育委員会 教育総務課長
委 員	教育委員会 文化振興課長

## ■策定の経過

年	開催事項等
平成 年度	○景観の現況調査、景観形成の課題把握、整理
	静岡県に景観行政団体協議書提出
	景観行政団体となる（6月15日）
	平成17年度都市景観審議会、今後の取り組み予定について報告
	富士市の景観意見募集、広報ふじ9月20日号ほか
	富士市の景観アンケート、ダイレクトメール（4,000人無作為抽出）
平成 年度	○景観形成基本計画・景観計画の素案作成
	富士市景観計画策定市民懇話会、7月～12月に6回開催、市長へ提言書提出
	平成18年度富士市都市景観審議会、基本方針説明
	富士市景観計画策定委員会・庁内検討会、基本方針説明、関係課ヒアリング
平成 年度	○旧富士市における景観形成基本計画・景観計画の案作成
	平成19年度第1回富士市景観計画策定委員会、庁内検討会、素案説明
	平成19年度第1回富士市都市景観審議会、素案審議
	平成19年度第1回富士市都市計画審議会、中間報告
	関係行政機関へ素案説明（静岡県）
	平成19年度第2回富士市景観計画策定委員会・庁内検討会、原案説明
	平成19年度第2回富士市都市景観審議会、原案審議
平成 年度	○旧富士川町域の調査・検討、景観形成基本計画・景観計画・景観条例の案作成
	富士川町の景観意見募集、広報ふじかわ4月号
	富士市景観計画策定富士川町検討会、4月～7月に4回開催
	関係行政機関との協議（富士宮市、静岡県、国土交通省）
	富士市景観計画策定庁内検討会、富士川町を含む計画案説明
	富士市・富士川町合併（11月1日）
	富士市景観計画策定委員会、富士川町を含む計画案説明
	平成20年度第1回富士市都市景観審議会、計画案に対する意見の聴取
	平成20年度第1回富士市都市計画審議会、景観法第9条第2項に基づく意見の聴取
パブリックコメント（景観計画案・条例案）、1月9日～2月9日	
平成 年度	○景観形成基本計画・景観計画の策定、景観条例の制定
	富士市都市景観審議会、計画最終案、パブリックコメント結果報告
	富士市議会、条例案審議
	景観条例公布（6月29日）、景観形成基本計画・景観計画告示（7月1日）
	景観条例施行（10月1日）

# 届出手続き解説

景観計画に基づく大規模建築物、工作物の届出手続きの流れは次のとおりです。



- 景観法、富士市景観条例、富士市景観計画で定められていないが、協力を要請する手続き等
- 景観法、富士市景観条例、富士市景観計画で定められている、事業者等の手続き等
- 景観法、富士市景観条例、富士市景観計画で定められている、市の事務処理等

- ・富士市景観計画における「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」では、大規模な建築物・工作物の新增築等に対して、マンセル値による色彩の制限を行います。

### 1) マンセル表色系（日本工業規格 Z7821〔色の表示方法—三属性による表示〕）による制限について

- ・「色相：赤、黄、緑、青、紫などの色味（色の種類）／明度：明るさ／彩度：鮮やかさ」によって、色彩を分類する方法です。
- ・R（赤）は、P（紫）とY（黄）の間にあり、相互との間にRP（赤紫）、YR（黄赤）があります。
- ・R（赤）の色相は、0R～10Rの幅があります。（0R＝10RP、10R＝0YR）
- ・マンセル値による制限は、色相は制限せず（どの色味でも使用可能。ただし煙突類については5PB～10Rの使用を制限。）、色相ごとに彩度の制限を設けています。

### 2) 色彩の制限（明度・彩度の制限）の考え方について

- ・「周囲の色彩の傾向と異なる」ことにより「色彩が目立つ」という状況は…
  - ①「マンセル色相環」で、対角線の位置にある色（互いに補色）が存する場合→メリハリがあり、強い印象（例：青地に黄色柄、緑地に赤い柄など）
  - ②「マンセル色相環」で、近い位置にある色（互いに同色系）であるが、彩度や明度が高い場合 などです。
- ・どの色相においても彩度の数値が大きい（彩度が高い＝鮮やか）範囲の使用を制限しています。
- ・景観の中には無数の色が存在するので、「彩度」を抑えることにより、色彩が目立ちにくくしようとするものです。
- ・大規模建築物等を対象とするのは「その規模・形態そのものが目立つ可能性がある」ことから、色彩に関する制限を設けて、周囲の景観と調和を図ることでより「目立ちにくくする」ものです。

### 3) 富士市における制限（彩度の制限）の範囲について

- ・富士市の基準は、富士市内の景観の中で「基調となっている色彩」と「目立っている色彩」を抽出・分析し、用途地域と用途地域外に区分し設定しました。
- ・色彩調査分析結果（次頁）は、○表示が「基調となっている色彩」、◇表示が「目立っている色彩」です。「R系、YR系、Y系」については、他の色相より大きな値（彩度が高い＝鮮やか）でも、基調色となっており、それほど目立たないことから、基準を緩和することとしました。
- ・本市における用途地域は、住宅街や、商業・業務地・多数の工場などが混在しています。色合いの傾向としては、「YR系、Y系」などが多くなっています。これに対し用途地域外の区域は、富士山をはじめ、愛鷹山、岩本山、浮島ヶ原、富士川西岸の山地などであり、用途地域に比べ建築物等の数が少なく、また、

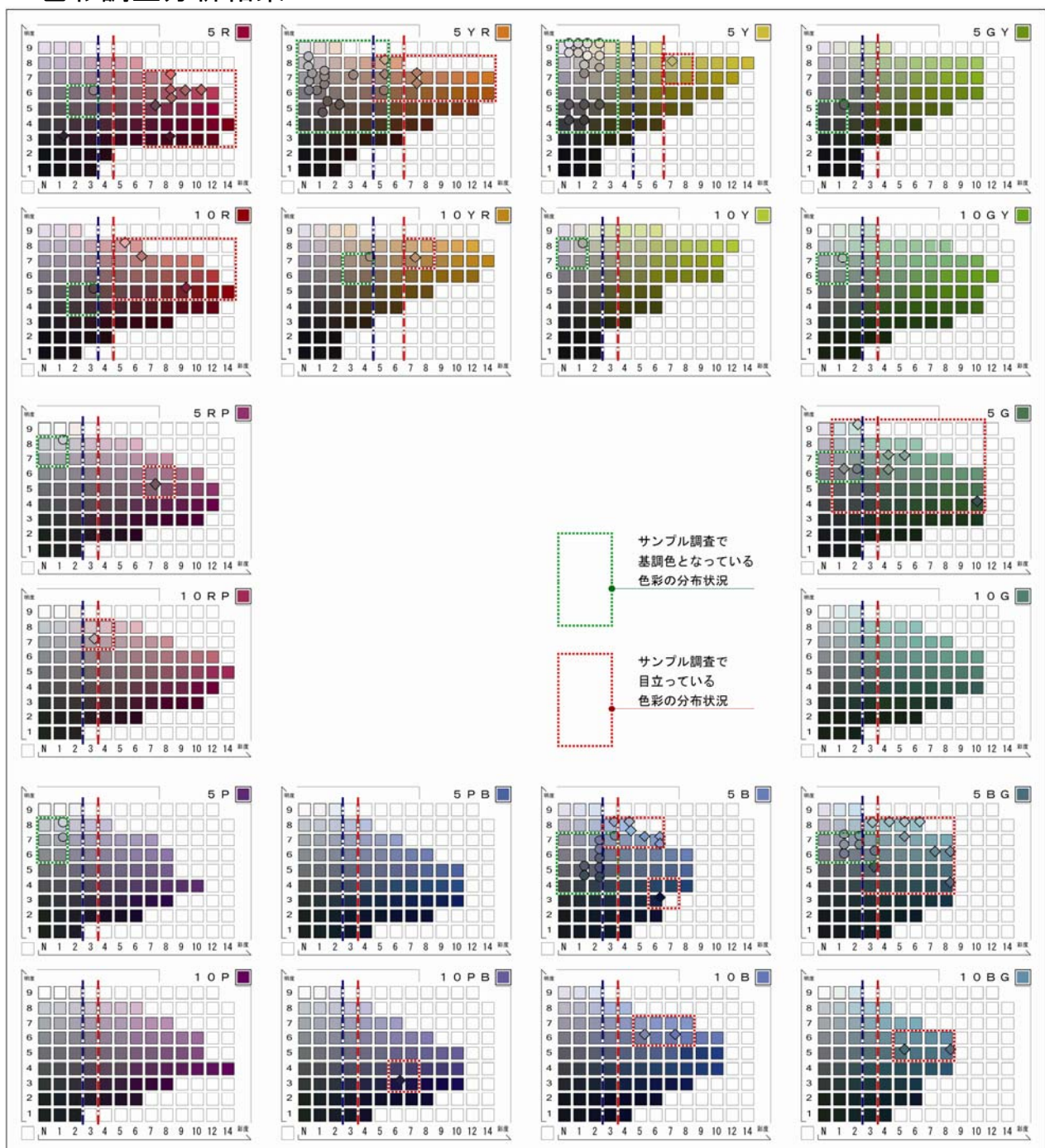
大規模な建築物等も少ない状況です。色合いの傾向としては、「G系・BG系」などを基調とし、自然豊かな景観を呈しています。

- ・富士山などの豊かな自然を背景とする景観の中では、「R系、YR系、Y系」の色相の中彩度でも目立っていることから、用途地域外については、彩度の許容範囲を狭くしました。

→富士山麓の斜面緑地や森林の緑「G系・BG系」に対して、「R系・YR系・Y系」は補色関係にあり、メリハリがあり、強い印象となっています。

- ・工業地の煙突、排気塔は、その高さから遠景からも非常に目立つものであることから、色彩について別途誘導することとしました。色彩の基準値については、既定計画である「煙突整備ガイドブック」及び「工場地色彩ガイドライン」を参考とし、設定しました。

## ■色彩調査分析結果

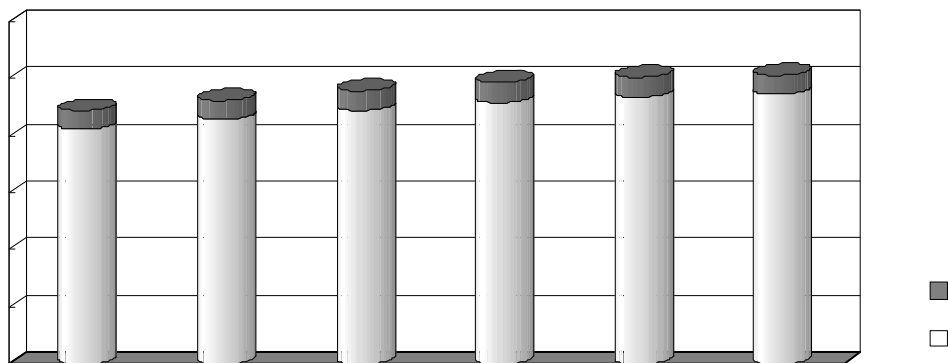


# 富士市の概要

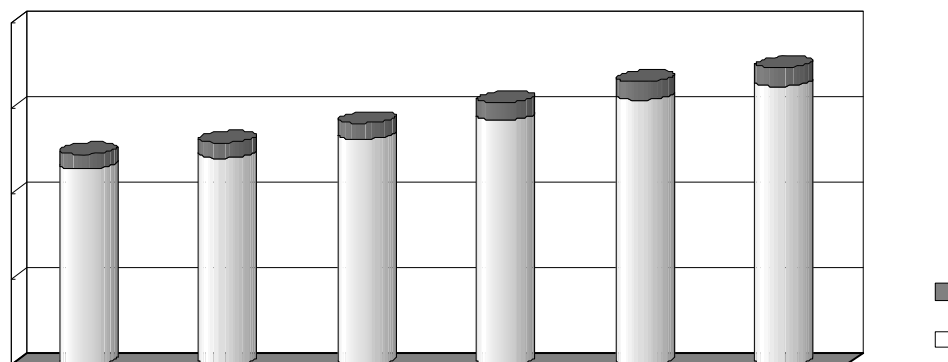
## ■位置



## ■人口の推移



## ■世帯数の推移



## ■産業大分類別就業者数（H17年）

（単位：人）

	富士市	富士川町	合計
総合計	120,623	8,656	129,279
第1次産業就業者数	3,076	232	3,308
農業	2,982	229	3,211
林業	64	2	66
漁業	30	1	31
第2次産業就業者数	49,205	3,978	53,183
鉱業	10	8	18
建設業	9,791	774	10,565
製造業	39,404	3,196	42,600
第3次産業就業者数	67,420	4,439	71,859
電気・ガス・熱供給・水道業	384	26	410
情報通信業	1,348	102	1,450
運輸業	7,814	400	8,214
卸売・小売業	19,463	1,295	20,758
金融・保険業	2,340	148	2,488
飲食店・宿泊業	4,723	238	4,961
不動産業	859	58	917
医療・福祉	7,793	636	8,429
教育・学習支援業	4,274	289	4,563
複合サービス事業	869	78	947
サービス業	15,398	947	16,345
公務（他に分類されないもの）	2,155	222	2,377
分類不能	922	7	929

資料：国勢調査



## 富士市の60m以上の煙突

企業名	高さ (m)	基調色	備考
旭化成ケミカルズ(株)	60	白	
王子板紙(株)富士工場	80	グレー	中光度白色航空障害灯
王子製紙(株)富士工場	85.3	赤白	
	71.5	白	
興亜工業(株)	116	白	中光度白色航空障害灯・赤白から塗替
大興製紙(株)	83.5	赤白	
	64	コンクリート	
大日製紙(株)	80	赤白	
日本大昭和板紙吉永(株)	70	赤白	
	70	白	
	70	白	
	60	白	
日本食品化工(株)富士工場	90	赤白	
日本製紙(株)富士工場鈴川	103	赤白	
	69.9	赤白	
	67	コンクリート	
日本製紙(株)富士工場富士	120	赤白	
	98	白	
	64	コンクリート	
日本製紙パピリア(株)原田工場	70.5	赤白	
ポリプラスチック(株)富士工場	90	赤白	
	80	白	

※H20. 10. 1現在 60m以上の煙突 22本 (うち赤白10本)



## 煙突撤去モデル事業実施状況

年度	事業所名	煙突の高さ	備考
平成 14 年度	五條製紙株式会社	7.5 m	赤白
	大興製紙株式会社	6.0 m	
	東洋インキ製造株式会社富士製造所	3.0 m	
	日本食品化工株式会社富士工場	4.0 m	
	大昭和製紙株式会社本社工場吉永事業所 (現 日本大昭和板紙吉永株式会社)	3.0 m	
平成 15 年度	三幸製紙株式会社	2.7 m	
	ポリプラスチック株式会社	3.0 m	
	王子板紙株式会社富士工場	8.0 m	赤白
	京王製紙株式会社	3.0 m	
平成 16 年度	旭化成ケミカルズ株式会社	12.4 m	赤白
	〃	7.2 m	
	王子板紙株式会社富士工場	8.0 m	
	大昭和紙工産業株式会社	3.0 m	
	東芝キャリア株式会社富士工場	8.1 m	赤白
	日本製紙株式会社富士工場	8.8 m	赤白
平成 17 年度	イデシヨー株式会社	2.7 m	
	三光製紙工業株式会社	2.5 m	
	王子板紙株式会社富士工場	7.0 m	赤白
	丸井製紙株式会社	3.1 m	
	〃	4.6 m	
平成 18 年度	アステラス静岡株式会社	59.9 m	
	新橋製紙株式会社	36.4 m	
	岳南第二製紙協同組合	5.9 m	
	富久興製紙株式会社	2.9 m	
平成 19 年度	株式会社山恭製紙所	2.9 m	
	大日製紙株式会社	3.0 m	
平成 20 年度	丸富製紙株式会社	3.5 m	1.5 mに短縮
	静岡ガス株式会社	33.5 m	
	美藤製紙株式会社	2.3 m	

# 富士市の地区計画・申し合わせの概要

## ■地区計画・申し合わせの指定地区



### 【富士中部地区】

富士・吉原の両地区の中央に位置し、新幹線新富士駅、東名高速道路のインターチェンジ等の交通の要所にも近いこの地域は、富士市の中心部としてふさわしい、明るく健全な都市化が進むよう、『富士中部地区計画』が定められています。

### 【富士市役所周辺地区】

市役所を中核とする富士市の中心地として、良好な市街地を計画的に形成し、業務系の土地利用を目指して、『富士市役所周辺地区計画』が定められています。

### 【広見商店街周辺地区】

商店街と住宅地の混在するこの地域は、地区周辺の住宅地の環境を守り、住宅地とした調和したうるおいとゆとりのある商店街をつくるため、『広見商店街周辺地区計画』が定められています。

### 【三ツ倉・桜ヶ丘地区】

この地域の中で富士白糸滝公園線沿いの地区は、平成 7 年に低層住居のための用途地域から、一定のお店などが建てられるような用途地域に変更されました。そこで沿道サービス型の店舗等の立地を図りながら、低層を主体とした環境良好な住宅地及び沿道環境の形成を図るため、『三ツ倉・桜ヶ丘地区計画』が定められています。

また、三ツ倉町の中で建ぺい率・容積率が変更された地区は、これらの変更による住環境の悪化を防ぐため『申し合わせ』が取り決められています。

### 【厚原北部地区】

この地域では、平成 7 年に建ぺい率・容積率が変更され、建物を建てる際に、土地を有効利用できるようになりました。しかし、これらの変更により密集した住みにくいまちにならないように壁面の位置やかき・さくの高さ及び緑化の推進について地区のみなさんがルールを定めた、『申し合わせ』が取り決められています。

### 【新富士駅南地区】

「地方拠点都市法」に基づき、「静岡県東部地方拠点都市地域」の高次拠点地区として位置付けられたこの地区は、現在、土地区画整理事業が推進されています。

より良いまちをつくるために、道路や公園等の整備に加え、環境や景観に優れた居住機能整備と、富士市の玄関口にふさわしい商業・業務機能を有した新たな定住、地域交流拠点の形成を図るため、『新富士駅南地区計画』が定められています。

### 【富士見台住宅団地地区】

緑豊かな落ち着いたゆとりのある良好な住宅団地となっているこの地区は、良好な住環境の維持・向上を図るため、『富士見台住宅団地地区計画』が定められています。

### 【国久保周辺地区】

吉原商店街に近接し、郵便局や大規模店舗などが立地しているこの地区は、既存の商業地としての環境を維持しつつ、地域住民等の日常の利便性の維持・向上に必要な商業施設が立地する商業・業務地としての形成を図るため『国久保周辺地区計画』が定められています。

## ■地区計画・申し合わせの内容一覧

地区	申し合わせの内容 地区計画・	用途制限	最低敷地面積	建築物の高さ	壁面の位置		意匠形態			かき・さく	緑化推進	地区施設の配置・規模
					指定道路からの後退	前面道路・隣地からの後退	外壁・屋根等の色彩	看板・広告物	盛土の高さ			
富士中部地区	地区計画	○	○	○	○	○	○			○	※1	
富士市役所周辺地区	地区計画	○	○		○		○					
広見商店街周辺地区	地区計画	○		○	○		○					
三ツ倉・桜ヶ丘地区	地区計画			○	○		○			○		
	申合わせ					○				○	○	
厚原北部地区	申合わせ					○				○	○	
新富士駅南地区	地区計画	○	○	○	○	○	○			○	※1	
富士見台住宅団地地区	地区計画	○	○	○		○	○			○		
国久保周辺地区	地区計画	○										○

※1 地区計画の方針として「敷地内は、緑化を推進するもの」と定められています。

※2 都市計画法第58条の2 建築等の届出等

地区計画の区域(再開発等促進区又は地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他法令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。(以下省略)

	「地区整備計画」・「建築条例」で定めている事項 =届出時(※2)、建築確認申請時にチェックする項目です。
	「地区整備計画」で定めている事項 =届出時(※2)にチェックする項目です。
	申し合わせ事項 =届出時にチェックする項目です。

# 静岡県都市景観賞受賞地区一覧

## 第1回（昭和63年） 優秀賞 潤井川大橋

富士山を背景とした修景を重視し、彫刻・ベンチ等が設置されている。また、周辺の緑とも調和し市民の憩いの場となっている。



## 第2回（平成元年） 優秀賞 中央公園

富士山を借景として、その眺めを最大限に生かす公園の敷地計画とデザインが素晴らしい。



## 第6回（平成5年） 最優秀賞 富士市文化会館「ロゼシアター」とその周辺

建物とその周辺が統一的なデザインで整備されている。また富士山の眺望に対する配慮もなされている。



第11回（平成10年） 優秀賞 泉の郷

地域内に数多くある湧水や歴史資源を活用して、水と緑の豊かな潤いのある景観となっており、市民に親しまれている。



第19回（平成18年） 優秀賞 中央公園バラ園から広がるバラ交流（富士ばら会）

富士ばら会がバラ園の管理を行っており、市内外のバラ愛好家が訪れる交流の場となっている。



第1回（平成20年） 優秀賞 田宿川の環境整備（わき水田宿川委員会）

富士山の湧き水からなる田宿川は、ボランティアによる清掃活動が行われるとともに、遊歩道の花壇の維持管理や、たらい流し川まつりなど、住民・企業・行政が協力し、良好な水辺景観の創出・維持に努めている。



※平成20年度からは、名称が「静岡県景観賞」に改められ、都市景観だけでなく自然や農山漁村などの幅広い景観を対象とした地区や活動が表彰されることとなりました。

平成21年6月29日  
条例第29号

富士市都市景観条例（平成6年富士市条例第15号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観形成基本計画及び景観計画
  - 第1節 景観形成基本計画（第7条）
  - 第2節 景観計画（第8条—第11条）
- 第3章 法に基づく行為の制限等（第12条—第16条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条・第18条）
- 第5章 富士・愛鷹山麓<sup>ろく</sup>の景観保全（第19条—第21条）
- 第6章 表彰、助成等（第22条・第23条）
- 第7章 景観審議会（第24条—第26条）
- 第8章 雑則（第27条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、富士市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めることにより、美しく快適な景観の創出を図り、もって潤いとゆとりのあるまちづくりに資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (4) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

#### （基本理念）

第3条 日本を代表する景観ともいふべき麗峰富士をはじめとする優れた自然景観と宿場町及び産業のまちとして培われてきた歴史的文化的資産とが織り成す富士市らしい良好な景観は、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識の下、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全を図られなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行わなければならない。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割



を果たすよう努めなければならない。

- 4 市は、良好な景観の形成に関し市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、その推進に積極的に参加するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

- 3 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

## 第2章 景観形成基本計画及び景観計画

### 第1節 景観形成基本計画

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、良好な景観の形成に当たっての基本的な方針を明らかにした景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第2節 景観計画

(景観計画)

第8条 市長は、前条の基本計画に則して法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、景観計画の策定及び変更について準用する。

(景観計画への適合)

第9条 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(景観形成重点地区)

第10条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、次の各号のいずれかに該当する地区において、当該地区の特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

(1) 都市施設が集積している地区

(2) 歴史的特色のあるまち並み景観を有する地区

(3) 自然と調和した景観を有する地区

(4) その他重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区

- 2 市長は、前項の重点地区については、景観計画において、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号の行為の制限に関する事項を当該重点地区ごとに定めることができる。

- 3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くものとする。

(景観計画の提案団体)

第11条 法第11条第2項の条例で定める団体は、一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として設立された団体で、規則で定めるものとする。

### 第3章 法に基づく行為の制限等

(届出、勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で、高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が用途地域においては15メートル未満、用途地域外においては10メートル未満で、延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル未満のもの
- (2) 工作物の建設等で、高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が用途地域においては15メートル未満、用途地域外においては10メートル未満（電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件については15メートル未満）のもの
- (3) 前2号に規定する規模を超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあっては、当該建築物又は工作物の外観の変更に係る部分の面積が当該外観の見付面積の5分の1未満であるもの
- (4) 法第16条第1項第3号に掲げる行為  
(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

(勧告及び命令に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(助言及び指導)

第16条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のための必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

(指定の解除の手続)

第18条 市長は、法第27条又は法第35条の規定により景観重要建造物等の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ富士市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物若しくは法第28条第3項に規定す

る樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

## 第5章 富士・愛鷹山麓の景観保全

(富士・愛鷹山麓の景観保全)

第19条 市長は、富士・愛鷹山麓の緩やかに広がるすそ野の美しく、雄大な景観の保全に努めるものとする。

(土地利用事業における景観保全計画の届出)

第20条 富士・愛鷹山麓地域のうち規則で定める地域において、一定規模以上の土地利用事業で富士山及び愛鷹山の景観に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その景観保全計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。ただし、第2号又は第3号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に通知しなければならない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの

(3) 国又は地方公共団体が行う行為（前2号に該当する行為を除く。）

(4) 法第16条第1項の規定による届出を要する行為

(助言及び指導)

第21条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が基本計画の主旨に照らし適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、景観保全を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

## 第6章 表彰、助成等

(表彰)

第22条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他物件について、その所有者等、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第23条 市長は、景観重要建造物等の所有者等その他良好な景観の形成に寄与すると認められる活動を行う個人又は団体に対し、必要な技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

## 第7章 景観審議会

(設置)

第24条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富士市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 景観計画に関する事項

(3) 重点地区の指定等に関する事項

(4) 景観重要建造物等の指定等に関する事項

- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が良好な景観の形成上特に必要があると認める事項
- 2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- (組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

## 第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例による改正前の富士市都市景観条例第33条第2項の規定により富士市都市景観審議会の委員に委嘱されている者は、第25条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、第26条の規定にかかわらず、平成22年7月20日までとする。

# 富士市景観条例施行規則

平成21年6月29日  
規則第50号

富士市都市景観条例施行規則（平成6年富士市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富士市景観条例（平成21年富士市条例第 号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（建築物以外の工作物）

第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類する物件
- (2) 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類する物件
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類する物件
- (4) 記念塔その他これに類する物件
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類する物件
- (6) 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物件
- (8) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

（景観計画の提案団体）

第3条 条例第11条の規則で定める団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員の2分の1以上が法第11条第1項に規定する土地所有者等であること。
- (2) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。
- (3) 法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めのある規約を有していること。

（行為の届出）

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）を提出して行うものとする。

（行為の変更の届出）

第5条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）に、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添えて行うものとする。

（適合通知）

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（勧告）

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知）

- 第8条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第5号様式）に、省令第1条第2項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。
- （命令）
- 第9条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（第6号様式）により行うものとする。
- （身分証明書）
- 第10条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の証明書は、身分証明書（第7号様式）によるものとする。
- （景観重要建造物等の指定の告示）
- 第11条 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2) 条例第17条第1項に規定する景観重要建造物等（以下「景観重要建造物等」という。）の名称又は樹種
  - (3) 景観重要建造物等の所在地
  - (4) 指定の理由となった外観又は樹容の特徴
  - (5) 景観重要建造物にあっては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- （標識）
- 第12条 法第21条第2項及び法第30条第2項の標識は、第8号様式によるものとする。
- （現状変更の許可の申請）
- 第13条 法第22条第1項及び法第31条第1項の許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の30日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書（第9号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。
- （所有者の変更の届出）
- 第14条 法第43条による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（第10号様式）に当該変更の事実が確認できる書類を添えて行うものとする。
- （富士・愛鷹山麓<sup>ろく</sup>地域における土地利用事業）
- 第15条 条例第20条第1項の規則で定める地域は、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画（平成3年3月策定）の対象地域とする。
- 2 条例第20条第1項に規定する規則で定める行為は、施行区域の面積が2,000平方メートル以上の土地利用事業とする。
- （富士・愛鷹山麓地域の土地利用事業における景観保全計画の届出）
- 第16条 条例第20条第1項の規定による届出は、富士・愛鷹山麓地域の土地利用事業における景観保全計画届出書（第11号様式）により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。
- (1) 付近見取図
  - (2) 土地利用平面図
  - (3) 建物立面図（着色）
  - (4) 景観モニタージュ図
  - (5) 現況写真
- 3 第1項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）その他の法令等に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行うものとする。

4 条例第20条第2項第2号の規則で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（審議会の会長等）

第17条 条例第24条第1項に規定する富士市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第18条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者等の出席）

第19条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第20条 審議会の庶務は、都市整備部建築指導課で処理する。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（富士市都市景観審議会規則の廃止）

2 富士市都市景観審議会規則（平成6年富士市規則第23号）は、廃止する。